

アメリカにおける2012年農業法をめぐる動きについて

—経営安定対策を中心に—

国際領域 上席主任研究官 吉井 邦恒

1 農業法とは

アメリカの農業政策は、ほぼ5年ごとに、時々の状況に応じて制定される農業法の規定に基づいて実施されてきました。農業法には、ほとんどの政策分野に関するプログラムが一括法方式で規定されています。仮に、期限が経過しても新たな農業法が制定されない場合には、恒久法である1938年農業法と1949年農業法が適用され、現状に合わないような手厚い保護が提供されることになります。

2 農業をめぐる状況

連邦政府は、その財政赤字が2009年度には史上最大となり、きわめて厳しい財政状況下に置かれています。一方、農家経済をみると、農産物価格は2008年中頃をピークに下降ないし横ばいで推移していますが、それでも高騰前の2006年頃よりは高い水準を維持しています。とうもろこし、大豆、小麦等の市場価格が、ローンレートや価格変動対応型支払いの目標価格を上回っているため、政府支払いは近年120億ドル前後と、2005年度の244億ドルの半分程度にまで減少し、WTOへ通報するAMSも低い水準となっています。その中で、高い農産物価格を反映して保証額が増加したため、農業保険に関する財政負担や保険金支払いが増大しています。

国際関係では、ブラジルがWTOに提訴した綿花補助金に関してアメリカは敗訴し、本年6月の合意で、ブラジルの報復措置を回避するため、綿花についての輸出補助的プログラムの改善を行うとともに、技術協力基金としてブラジルに対して毎年1.47億ドルを拠出することになっています。

3 2012年農業法をめぐる動きについて

現行の2008年農業法も、厳しい財政事情と好調な農家経済という背景の下で制定されました。2008年農業法における関心事項は、栄養、環境保全等のプログラムの拡大と経営安定のための農産物プログラムの見直しでした。農産物価格が高い水準にある中で、従来は価格低下へ対応するプログラムでは、収入減少というリスクに十分対応できないことから、新たに収入変動対応型のACRE (Average Crop Revenue Election) が導入されました。また、裕福な農業者や地主が政府支払いを受け取ることへの批判を考慮して、政府支払いの受給資格の厳格化が図られました。しかしながら、2002年農業法の手厚い保護プログラムは維持されました。

2008年農業法の効力は2012年9月30日までです。実際のところ、2008年農業法で導入されたプログラムのうちまだ実施されていないものもあります。そのような中で、2012年農業法制定のため、下院農業委員会は本年4月21日から活動を開始し、地方開催を含め既に13回の公聴会が開かれています。上院農業委員会も6月30日に公聴会を開催し活動を開始しました。このような動きは、2008年農業法制定当時よりもはるかに財政事情が厳しく、議会としては農業法関係の財源を死守するために先手を打つためのものと考えられます。

まだ公聴会の段階で、議会としての案が提示されているわけではありませんが、議員や農業関係者の最大の関心は、厳しい予算制約の下で、「どのようなセーフティ

ネットを構築するのか」にあるようです。特に、農業保険とACREのあり方が議論の中心となっています。農業保険については、その重要性を評価する声が大きいのですが、財政負担が大きくなっており、何らかの見直しが必要であると考えられているようです。ACREについては、2008年農業法において、いわば「鳴り物入り」で導入されましたが、2009年の面積加入率は13%と加入が思わしくありません。仕組みが複雑で、発動要件に問題があるとの指摘もあります。しかしながら、農産物価格が今後ともある程度高い水準で推移していくことが予想される中で、「収入」に着目したセーフティネットの重要性を評価する向きも多いようです。

議会や農業関係者の関心とは異なり、行政府の関心は、栄養プログラム、地域開発等にあり、経営安定対策に対しては2010年度及び2011年度には予算カットを提案する等むしろ冷淡にも見える態度をとっています。大統領は栄養プログラムに関心が高く、農務長官は地域開発を重視し、“Know Your Farmer, Know Your Food”というキャッチフレーズで中小規模の農家への助成を推進しているとしています。マスコミも、経営安定対策、特に直接支払いに対して、無駄遣いであると批判しています。

このような状況から、次期農業法において、経営安定対策が、重複のない、有効で効率的なセーフティネットとして再構築されるのかどうか、そしてそのための議論がどのように展開されていくのかが注目されます。